

## 第31回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 平成29年1月23日(月) 午後1時50分  
閉 会 平成29年1月23日(月) 午後2時35分  
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

### 2 会議録署名委員

- 10番 河内 邦男 委員      11番 高野 昌典 委員  
5番 石坂 脩 委員(会長)

### 3 出席委員

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 市川 耕作 委員  | 2番 須山 卓知 委員  |
| 3番 高野 茂久 委員  | 4番 加藤 雅大 委員  |
| 5番 石坂 脩 委員   | 6番 市川 禎明 委員  |
| 7番 菊池 伸明 委員  | 8番 川辺 初太郎 委員 |
| 9番 松村 良夫 委員  | 10番 河内 邦男 委員 |
| 11番 高野 昌典 委員 | 12番 高野 祐一 委員 |
| 13番 高木 好文 委員 |              |
| 15番 鹿島 一夫 委員 | 16番 住崎 岩衛 委員 |
| 17番 澤井 泰造 委員 | 18番 田中 繁 委員  |
| 19番 横田 実 委員  | 20番 朝倉 泰則 委員 |

### 4 欠席委員

- 14番 都築 一 委員

### 5 議 長

- 5番 石坂 脩 委員(会長)

### 6 事務局(説明員)

- 石川裕三局長 加藤泰幸主査 高田量範事務職員 樫澤有一事務職員

## 議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 農地の権利移転許可申請について (農地法第3条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 5 第3号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について  
(農地法第5条関係)
- 6 第4号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 7 第5号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 8 第6号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 9 第7号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について
- 10 その他
  - (1) 生産緑地地区の制限解除について
  - (2) 平成28年度府中市農業振興褒賞式典の開催について
  - (3) 1月度活動報告について
  - (4) 次回以降の開催日
  - (5) その他

午後1時50分開会

○議長（石阪委員） 皆さんこんにちは、定刻少し前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から、第31回府中市農業委員会総会を開会いたします。

平成29年になってから、初めての総会となりますので、改めまして、皆さん、明けましておめでとうございます。（一同：おめでとうございます。）

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

まず、はじめに、19番横田委員さんから、皆さまにお話しがあるとのこと。横田委員さんどうぞ。

○委員（横田委員） はい、農業委員会総会の前に私事で貴重なお時間をさいいただき申し訳ありません。昨年12月に入院しまして、その際に、農業委員会親睦会よりお見舞いをいただきありがとうございました。おかげさまで全快とははいきませんが、すこしずつ皆さまと話もできるように体調も戻ってきましたので、残りの任期をしっかりと農業委員の職責を果たしますので、よろしくお願い申しあげます。親睦会の皆さまありがとうございました。

○議長（石阪委員） ありがとうございます。今後とも、より一層お体をご自愛いただき、早い回復をお祈りいたします。

それでは、会議に入ります。本日は、都築委員さんから都合により欠席との連絡が入っております。

出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員についてですが、慣例により、議席の順番で指名させていただきます。よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、本日は、10番河内委員さん、11番高野昌典委員さんをお願いいたします。

それでは、「第1号議題 農地の権利移転許可申請について」を議題とします。申請件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、農地の権利移転許可申請に

ついて、農地法第3条関係。

第1項、譲り受け人は、四谷〇の〇の〇、〇〇〇〇、譲渡人は、本宿町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在等は、四谷〇の〇の〇、〇〇の合計2筆、4.62平方メートルで、所有権の移転でございます。3の申請日は、平成28年12月22日。4は譲り受け人又はその世帯員が所有権等を有する農地の状況。5は譲り受け人又はその世帯員が権利を取得した後の農地の状況でございます。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、市川禎明委員さんをお願いしております。

なお、本件は、譲り受け人である〇〇さんが、農地の権利を取得できる下限面積5千平方メートル以上の農地を所有していませんが、今回、〇〇さんが隣の生産緑地を解除するのに伴い測量をしたところ、境がずれていたことが分かり、現況に合わせ所有権移転をするもので、農地法の特例に該当すると思われます。以上、よろしくお願ひします。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第1項、市川禎明委員さん如何ですか。

○委員（市川禎明委員） はい、〇〇さんから話を聞いたところ、今まで隣の境を直線的に耕作していたが、〇〇さんの方で相続が発生し、測量をしたところ小松原さんの方が越境していたことが判明したので、従来から使っていた部分を買取ることになったとのことでした。特に問題ありません。

○議長（石阪委員） 他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、本件は許可することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は、分梅町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、分梅町〇の〇〇の〇、98平方メートル。届出書が到達した日は、平成28年12月12日。転用の目的は共同住宅となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、石阪会長さんをお願いしております。

第2項、届出者は、白糸台3の8の1、〇〇〇〇、土地の所在は、押立町〇の〇〇の〇、〇、〇の合計3筆、584平方メートル。届出書が到達した日は、平成



をお願いしております。

第3項、譲り受け人は茨城県守谷市本町200の8、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇、40平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成29年1月12日、転用の目的は、建売住宅1棟となっております。

6ページの案内図は当該地を示しております、実線で示している当該地北側の約50平方メートルを合わせて、そこに建築をする予定です。現地の確認は、田中委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第1項、市川禎明委員さん如何ですか。

○委員（市川禎明委員） はい、ここは〇〇さんが去年亡くなり相続のための売却です。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、高野祐一委員さん如何ですか。

○委員（高野祐一委員） 現地の確認をしたところ、更地になっていて開発計画の看板が立っていました。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第3項、田中委員さん如何ですか。

○委員（田中委員） はい、1月14日に現地調査に行きました。現況更地です。昨年7月に相続が発生しており、やむを得ないと思います。

○議長（石阪委員） 他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第3項の報告を了承することといたします。

次に、「第4号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明願の件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。申請者、相続人、八幡町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は、緑町〇の〇〇の〇、〇、〇、緑町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇、〇の合計8筆、畑、6、014平方メートル。

2ページから4ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、5、6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、

菊池委員さんをお願いしております。以上よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第1項、菊池委員さん如何ですか。

○委員（菊池委員） はい、緑町〇丁目は野菜畑で、〇丁目は主にブルーベリー畑となっており、とてもきれいに耕作されていて、ブルーベリーのできも良く、何ら問題ありません。

○議長（石阪委員） 他に、ご質問等ございますか。

○委員（市川耕作委員） はい、2ページの耕作面積と証明する面積に差があるのですが。

○事務局（樫澤事務職員） はい、原則として耕作面積は〇〇さんが耕作していた全ての面積を記載することになっています。証明する面積は納税猶予を受ける生産緑地の面積となりますので、同じでない場合も多々あります。

○委員（市川耕作委員） はい。

○議長（石阪委員） 他に、ご質問等ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、本件については証明することといたします。

次に、「第5号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明願の件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第5号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、多磨町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、被申出者、主たる従事者、同所、〇〇〇〇、買取り申出地は多磨町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、畑、3,405平方メートルの内2,622平方メートル。

2、3ページは〇〇氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書で、4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、都築委員さんをお願いをしていましたが、委員さんは本日欠席となり、その連絡をいただいた際に、問題ないとの連絡を受けております。

なお、主たる従事者証明の申出は、原則、主たる従事者がお亡くなりになってから1年以内としています。しかし、本件の申出は、主たる従事者がお亡くなりになってから、約3年後に提出されました。遅れた理由等を聞いたところ、申出者やご家族の健康状況、家庭環境からやむを得ないと思われ、受付をしたものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（石坂委員） 説明が終わりました。本件は事務局報告の通り、都築委員さんから問題ないとの連絡が入っております。他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項については、証明することにいたします。

次に、「第6号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は3件です。事務局から第1項から第3項まで、続けて説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第6号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成26年1月8日から平成28年12月18日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、美好町○の○の○、○○○○、土地の所在は、美好町○の○の○、日新町○の○の○、○○、○の○の○、○、○の○の○から○○、本宿町○の○の○から○、○○の○、○、○から○○、○の○の○の合計28筆、畑、10,563平方メートル。

第2項、次の者が平成25年12月6日から平成29年1月4日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、紅葉丘○の○の○、○○○○、土地の所在は、紅葉丘○の○の○、畑、628平方メートル。

2ページに移りまして、第3項、次の者が平成26年1月14日から平成29年1月9日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、若松町○の○の○、○○○○、土地の所在は、若松町○の○の○、○の○の○、○の合計3筆、畑、1,377平方メートル。

3ページから7ページは○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、花、梨、野菜を生産しております。

8ページから10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は朝倉委員さんをお願いしています。

11ページから13ページは○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜、果樹を生産しております。

14ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は都築委員さんをお願いをしていましたが、先ほどと同様、欠席の連絡をいただいた際に、問題ないとの連絡を受けております。

15ページから18ページは○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、

農業経営に関する明細書で、みかん、各種野菜等を生産しております。

19、20ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、河内委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項朝倉委員さん如何ですか。

○委員（朝倉委員） はい、8ページの畑は自宅の南側で、ガラスハウスが設置され、花の栽培が行われ、今は花の鉢植え少しある程度で、きれいになっています。

9ページの畑は道路を挟んで、梨を栽培していて、ただ今剪定の最中です。10ページの学校の隣の畑は、冬野菜、花が栽培されていまして。北側はビニールハウスが5棟建っていきまして、冬野菜の栽培が大体終わり、ハウスの外側の梨も枝の剪定の準備が行われ良好に管理されています。全て問題ありません。

○議長（石阪委員） 第2項は、先ほどと同様、都築委員さんから問題ないとの連絡が入っております。第3項、河内委員さん如何ですか。

○委員（河内委員） はい、19ページの当該地はみかんを栽培している一部となっています。20ページにつきましては、体験農園、その他は各種野菜が栽培され、適正に管理されています。問題ありません。

○議長（石阪委員） 他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第3項については、証明することにしたします。

次に、「第7号議題 府中都市計画 生産緑地地区に係る都市計画の変更について」を議題とします。本件の説明のために、担当である公園緑地課職員が出席していますので、早速ですが説明をお願いします。

○公園緑地課（宮本係長） はい、会長、それでは、第7号議案、府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきます。

現在、生産緑地の削除をするにあたり、都市計画変更の準備を進めております。

府中都市計画生産緑地地区の変更案を説明する前に、これまでの経過と今後の予定をご説明いたします。

削除につきましては、昨年6月から12月末までに制限解除があったものを対象として、変更案を作成しております。

今後の予定としましては、1月下旬に東京都協議の手続き、その後公告・縦覧を行い、本年5月に予定されております府中市都市計画審議会に付議する予定でございます。

つきましては、本日ご説明する内容は、縦覧前のものとなり、お配りしております図面は、本委員会終了後回収させていただきますので、ご了承ください。

それでは、府中都市計画生産緑地地区の変更案の詳細について、ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。全体の概要でございます。

第1の種類及び面積でございますが、変更後の面積は、約99.95ヘクタールになります。

第2の削除のみを行う位置及び区域でございますが、削除となるのは2件で、面積は約1,840平方メートルです。

続きまして、2ページをご覧ください。新旧対照表となっております。

新旧対照表には3件記載されておりますが、番号15、朝日町地区につきましては、摘要に記載されておりますとおり、面積精査による変更のため、削除のみを行う区域の件数には入っておりませんので、ご承知おきください。なお、詳細につきましては、後程説明させていただきます。

続きまして、2ページ下でございます表、変更概要をご覧ください。全体の生産緑地地区の件数は、458件から457件で1件の減、面積は、約100.14ヘクタールから約99.95ヘクタールとなり、約0.19ヘクタールの減となります。続きまして、変更となる個々の地区について、担当より計画図にてご説明いたします。

○公園緑地課（田口技術職員） はい、はじめに、3ページの計画図、右下の凡例をご覧ください。計画図の表示は、緑の縦縞の部分が既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分は今回削除を行う区域となっております。又、図は上が北となっております。

それでは、図面右側をご覧ください。番号15、地区名、朝日町。先程の説明にございました面積のみの変更となりまして、色塗りはございません。

西武多摩川線の東側で、白糸台小学校の北側に位置し、土地所有者において地積更正を行った際に面積錯誤があり、約50平方メートル減となり、面積を約780平方メートルに変更するものです。

次に、図面左側をご覧ください。番号27、地区名、紅葉丘、府中第二中学校の西側で、白糸台北公園の北西側に位置し、地区の全部、約770平方メートルを削除するものです。

続きまして、4ページをお開きください。図面中央をご覧ください。番号446、地区名、四谷。府中3・4・3号線主要地方道20号の南側で、四谷西公園の東側に位置し、地区の一部、約1,070平方メートルを削除するものです。

以上、府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂委員） 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

○委員（田中委員） 本件と関係ありませんが、生産緑地で面積要件が欠けそうな時に、隣に生産緑地がある時に、そこに接していなければいけないのか、それとも道路を挟んでも大丈夫なのか、どうですか。

○公園緑地課（宮本係長） はい、道路を挟んでいても、4メートル程度なら問題なく一つの地区として、解除にならないようにします。基準として、間に道路があっても、幅6メートル程度までは一つの地区として指定するようにしています。以上のように、面積要件等で解除になりそうな時は、近隣に生産緑地がないかを探し、そこと一体にして、できる限り解除にならないようにしたいと考えております。

○議長（石坂委員） 田中委員さんよろしいでしょうか。

○委員（田中委員） はい、分かりました。

○議長（石坂委員） 他にございますか。（…）

ご質問等がないようなので、本件については了承することといたします。

ここで、公園緑地課職員が退席しますので、少しお待ちください。

（公園緑地課職員退席）

○議長（石坂委員） それでは、10「その他」に入ります。（1）「生産緑地の制限解除について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、それでは資料ナンバー1をご覧ください。

生産緑地地区の制限解除について、1、買取申出ナンバー238、買取申出日、平成28年9月30日、制限解除日、平成28年12月30日、買取申出者、○○○○、○○○○、申出地の概要は紅葉丘○の○の○、772平方メートル。

2、買取申出ナンバー239、買取申出日、平成28年10月12日、制限解除日、平成29年1月12日、買取申出者、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、申出地の概要は四谷○の○の○、本宿町○の○○の○の合計2,741平方メートル。以上でございます。

○議長（石坂委員） 説明が終わりました。ご質問等、ございますか。（…）

ないようですので、(2)「平成28年度府中市農業振興褒賞式典の開催について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（加藤主査） はい、会長、資料ナンバー2、平成28年度府中市農業振興褒賞式典の開催についてをご覧ください。

1日時については29年2月14日、火曜日、1時半から4時の予定です。皆さまにつきましては、1時を目処に会場にお集まりいただきたいと存じます。

2場所は府中の森芸術劇場、平成の間。

3内容については第1部が褒賞式で、農業品評会その他の表彰でございます。第2部は認定農業者認定証公布式で、本年度は39件の申請がありまして、ただ今審査手続き中でございます。第3部は講演会で、農作業に伴う腰痛等の解消・予防対策をテーマに介護予防推進センター職員を講師に行う予定です。時間については第1部第2部が1時半から2時50分とし、3部は3時から4時としていますが、現在、第1部第2部の式の進行を見直し、少しでも時間短縮を図りたいと考えております。説明は以上でございます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。ご質問等、ございますか。（…）

農業委員さんの役割分担がありますよね。

○事務局（石川事務局長） はい、会長、今お願いしましたが、委員さんは1時集合ですので、その時にお知らせします。

○議長（石阪委員） 委員の皆さんよろしくをお願いします。

次に、(3)「1月度活動報告について」及び(4)の「次回以降の開催」を続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局（高田事務職員） はい、会長、それでは、1月分の活動報告をさせていただきます。資料ナンバー3をご覧ください。まず、前回の農業委員会総会が12月21日に開催され、農地法の4条の届出が1件、5条の届出が1件、相続税の納税猶予に関する適格者証明が1件、生産緑地に係る主たる従事者証明が1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が4件、その他の審議していただきました。

1月に入りまして、1月4日には、大國魂神社参集殿で新年賀詞交歓会が開催され農業委員さん、事務局が出席しました。

1月10日には、北多摩地区の農業委員会連合会の懇談会が東村山市役所で開催され石阪会長、石川局長が出席しました。

最後になりますが、1月17日の夜には、農業簿記講習会が北庁舎3階第1会議

室で開催され、7名の方が参加いたしました。

続きまして、次回以降の総会開催日ですが2月は13日、月曜、午後4時から、北庁舎3階第2会議室で開催させていただきますので、ご出席をお願いします。

当日は、午後1時30分から北多摩地区農業委員会連合会の表彰式が東村山市役所で開催されるため、開始時間を若干遅くさせていただきます。また、3月の総会開催日は、27日、月曜日を予定しておりますので、併せてご承知おきください。以上でございます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。何かございますか。（…）

ないようですので、次に、（5）の「その他」ですが、委員さんから何かありますか。（…）

ないようでしたら、事務局から何かありますか。

○事務局（石川事務局長） はい、会長、お配りしている資料の農業委員の選出関係でございます。これについては、議会の委員会等にはお諮りすることなく進めてまいります。これは、従前に行った条例改正で大枠の説明を議会、委員協議会にさせていただいておりますので、重複しないようにするものです。

1枚目は新法による府中市農業委員の構成イメージ案でございます。2枚目は新農業委員選出の日程案でございます。任期から逆算して、推薦募集、検討期間、議会日程等を勘案してこのようにしてございます。

その次は、府中市農業委員会委員の任命に関する規則案でございます。第4条の評価委員会の構成ですが、記載の通りで、職務代理者がお二人ですので計6名となります。2枚目以降は農業委員推薦書となっておりますが、現在、規則の文言等全体を市の政策課法務担当に検討してもらっています。雑駁ですが説明は以上でございます。

○議長（石阪委員） はい、ご質問等ございますか。（…）

他に事務局からありますか。

○事務局（高田事務職員） はい、会長、2点ほど連絡します。それでは、お手元にお配りしている黄緑色のリーフレットをご覧ください。

第58回東京都農業委員会・農業者大会の開催要領でございます。大会は記載のとおり、3月2日、木曜日、午後1時から昭島市市民会館大ホールで開催されます。

当日は、市で大型バスを用意し送迎しますので、多くの委員さんの参加をお願いします。合わせて農業会議の表彰も行われ、本年度表彰の西府町の〇〇〇〇さん、

是政の〇〇〇〇さん、緑町の〇〇〇〇さんも当日一緒にバスで行くことになっています。詳細につきましては、次回2月の総会で連絡しますので、よろしくお願ひいたします。

次に、左上にホチキス留めしている、農業委員会活動スローガンの募集の書類をご覧ください。

今回の農業会議からの募集は、平成29年度から平成31年度までの3年間の統一スローガンを広く募集するものです。委員の皆さま方の中で、良い案がありましたら、日にちが短くて恐縮ですが、1月31日、火曜日までにご連絡をくださるようお願いいたします。事務局で取りまとめをして、農業会議に出させていただきます。なお、2枚目に平成26年度から28年度までの活動スローガンを参考に添付しています。以上です。

○議長（石坂委員） 説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

ないようなので、本日の議事はすべて終了しました。

これにて、「第31回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。